

あれこれ通信 NO.103



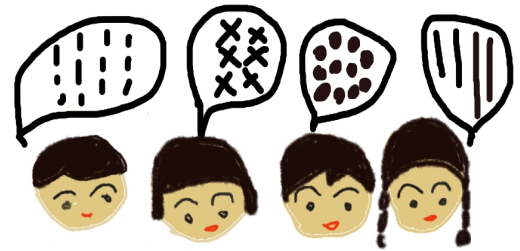
渋谷とみ子の議会報告 2023年5月・6月

埼玉県比企郡嵐山町千手堂 39-46 渋谷とみ子 TEL/FAX 0493-62-7997
https://space.tom.shibuya.com E-mail shibuyatomiko@gmail.com

町は、子どもの意見に耳を傾けて。

4月1日より子ども基本法が始まりました。
34年前、国連子どもの権利条約が誕生しました。
日本で、子ども基本法がやっと実現です。
子どもの権利条約には4つの原則があります。

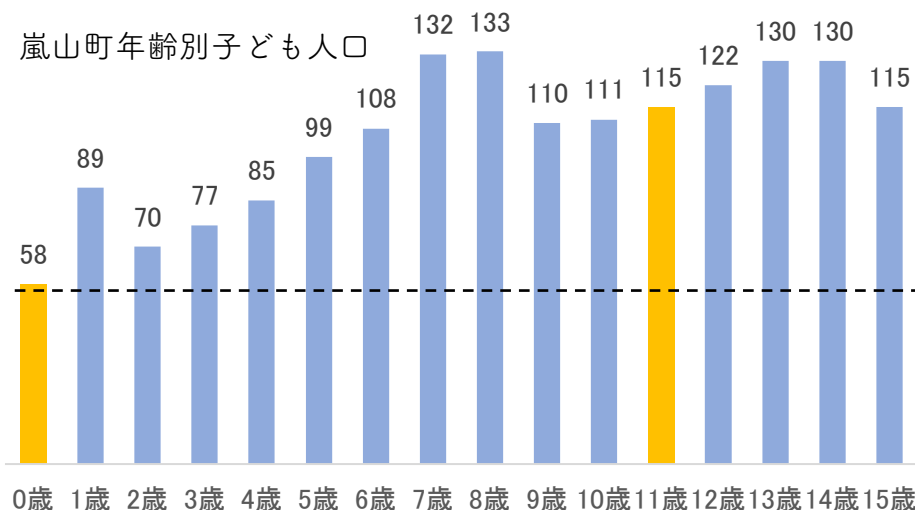
- 生きる権利
- 育つ権利
- 守られる権利
- 参加する権利



生きる権利、育つ権利、守られる権利は、メディアが取り上げる虐待、家族の世話をするヤングケアラー、子どもの貧困などの対応として、政府や嵐山町も取り組み始めています。
行政として、少子化への対応として子育て支援が重要な政策になりました。

参加する権利は、子どものことについて社会に参加して子どもの意見を表すことができるという権利です。基本的な権利ですが、子どもの意見も聞いて国、町の政策を考えるとすることがありません。子どもは「大人の言うことを聞け・黙ってついてこい」という子ども観があって、「子どもの権利は子どものわがまま」とする価値観がまだまだ根深い。

嵐山町年齢別子ども人口



- 左のグラフでは0歳児は58人、小学校6年生の半分です。
- 子どもが大人になって嵐山町で生活するかはわかりません。
- 子どもの思っていることを安心して発言できる場があると、子どもは自己肯定感と社会への信頼感ができます。

子どもとは関係なく、学校再編は、「財政」「少子化」「効率性」で、動いています。
子どもの立場で、「子どもが学ぶ場」「居場所」としての学校を考えてみませんか。

- 小学生は「トイレを洋式に」「天井の雨漏りを直して」「自分の好きなことをしたい」
- 中学生は、「小学校が制服なしで中学は制服で校則があるの?」「楽しい学校で自分の学びたいことを学びたい」、そのほか感じていることを公的に発言できる場を作りたい・・・